

令和8年度災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業業務委託

公募実施要領

令和8年度災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業業務

(2) 業務目的

災害時や無歯科医地区等歯科医師の減少地域など、歯科巡回診療や巡回歯科健診を含めた歯科保健医療ニーズの調査及び分析を行い、歯科医療提供体制の検討を行う。

(3) 業務内容

郵送によるアンケート調査を行うものとし、以下に示す一連の業務とする。

① 調査票の設計・印刷

② 調査対象の抽出、調査実施（調査票回収を含む）

③ 調査結果の集計、分析、報告書の原稿作成 など

（詳細は、別添「令和8年度災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業基本仕様書」のとおりに）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

5,555,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 委託契約の方法

① 契約方法

随意契約

② 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

③ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

2 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者。

④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者

を除く。)

- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑥ 山形県財務規則（昭和39年3月山形県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、名簿登録されていない場合は、参加申込書の提出と併せて「令和8年度物品等競争入札参加資格審査申請要領」に定める提出書類を提出すること。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること。
 - イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧ 情報セキュリティ対策に関して適切な措置を講じていること。

(2) 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書がこの要領で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

3 質問事項の受付・締切・回答

(1) 受付方法

質問票（様式第6号）により、電子メールにて提出すること。

※メールの題名に【令和8年度災害時等歯科保健医療提供体制に関する調査・検討事業委託に関する質問】と明記すること。

(2) 提出先

「8 担当部署」に同じ

(3) 受付期限

令和8年8月6日（木）

(4) 回答方法

全ての質問及び回答を取りまとめ、県ホームページで公表する。ただし、質問提出者名は公表せず、各提案者のみに関することなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

4 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類等

①参加申込書（様式第1号）

②事業者概要書（様式第2号）

③企画提案書（様式第3号）

④暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

⑤経費見積書（様式第5号）

⑥情報セキュリティ対策に関して適切な措置を講じていることを証明する書類

※ISO27001/ISMS認証やプライバシーマークを取得している場合には、登録証の写し、取得していない場合には、社内で定めている情報セキュリティポリシーの写しなど

(2) 提出書類の期限及び部数

内容	提出期限	提出部数
①参加申込書 ②事業者概要書 ④誓約書 ⑥証明書類	令和8年8月17日（月）	1部
③企画提案書 ⑤経費見積書		正本1部 副本4部

(3) 提出方法及び提出先

「8 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。（※提出期限必着）

(4) 受付時間

土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 最優秀提案者の決定方法等

(1) 企画審査会の開催

① 山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課が設置する選定審査会において、申請のあった企画提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、実施体制評価及び事業計画評価に掲げる基準点を満たしたもののうち、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

② 提案者が1者のみである場合でも各審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定す

る。

- ③ 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(2) 配点及び採点基準

別紙「評価基準」のとおり

6 契約等

(1) 契約締結

- ① 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県健康福祉部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- ② 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③ 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事由に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた提案者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約保証金

規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じ複写を行う場合がある。
- (3) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容と委託仕様書と合わせて、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、最優秀者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、最優秀者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (4) 公募及び契約については、山形県の都合により事業停止、変更等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

8 担当部署

山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話 023-630-2337 (直通)

Email ykenko#pref.yamagata.jp (「#」を「@」に変えて送信してください。)

FAX 023-630-2271